平成２８年（フ）第４号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地357
債務者　斉藤　淳一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1457番地の357
債務者　斉藤　良二
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４８６号
名古屋市昭和区小坂町２丁目13番地の２（アイビーハイツ306号）
債務者　二村有紀江
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５２号
名古屋市中川区戸田明正２丁目2221番地ローズコート101号
債務者　源川　典子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２０７号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番７－406号
債務者　板倉　美之
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３１７号
横浜市鶴見区上末吉５丁目28番10号　パレスサニー101
債務者　斎藤　哲也
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１２号
島根県大田市久手町波根西2084番地
債務者　安藤鮮魚店こと　安藤　伸二
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久家　茉莉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１２６号
山口市大内矢田南６丁目14番17号
債務者　織田　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村川　智一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６９７号
静岡市清水区駒越2359－24　日本平病院内、住民票上の住所静岡県伊豆の国市長岡1045番地の１
債務者　渡邉　　篤
法定代理人成年後見人　浅野　智裕
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　　海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６号
栃木県小山市大字小山88番地２　レオパレスＴＯＭＯⅡ202、従前の住所千葉県茂原市萩原町１丁目144番地（バディハイツ萩原１－Ｂ）
債務者　渡邉　法正
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６０５号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1803番地３
債務者　田中　正一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　聡治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６号
山形県米沢市万世町桑山841番地　桑山ハイツ４号棟202号室
債務者　目黒　　澄
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１４２９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目18番21号
債務者　泉　　雄介（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
埼玉県幸手市栄４番９－508号
債務者　中島　信夫
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１７号
埼玉県越谷市越ヶ谷本町３番14号　ラパスＥ101、旧住所埼玉県越谷市大字蒲生3857番地２
債務者　篠田志津香
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９５５号
千葉県市川市大町124番地（市営住宅大町第二団地５－5123号）
債務者　川口　美枝（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０４４号
千葉県市川市宝１丁目12番９号　（203号）
債務者　髙橋ありさ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係